

平成22年度決算に基づく飯山市の健全化判断比率等について

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)に基づき、飯山市における健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の総称)と公営企業の資金不足比率を公表します。

1 健全化判断比率について

健全化判断比率には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」とが設けられており、4指標のうち各基準を1つでも上回ると「早期健全化団体」、「財政再生団体」へと移行します。さらに、平成21年4月より健全化法が本格施行されたことで、「早期健全化団体」または「財政再生団体」は、財政健全化計画の策定などが義務付けられました。

「早期健全化団体」は、財政健全化計画の策定(議会の議決)のほか、外部監査要求の義務付、毎年度の実施状況を議会へ報告し公表するなど、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。

「財政再生団体」は、財政再生計画の策定(議会の議決)のほか、外部監査要求の義務付、財政計画についての国の同意手続、地方債の制限など国等の関与による確実な再生を目指すこととなります。

飯山市の平成22年度決算に基づく健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も基準値を下回りました。

指 標	平成22年度	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	13.61 %	20.0 %
連結実質赤字比率	— %	— %	18.61 %	35.0 %
実質公債費比率	15.8 %	17.5 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	90.9 %	118.7 %	350.0 %	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため(黒字のため)「—」で表示しています。

2 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業における資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す数値になります。資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられており、基準を上回ると「経営健全化計画」を定める必要があります。

平成22年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、資金不足比率については該当ありません。

指 標	特別会計名	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準
資金不足比率	飯山市水道事業会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市簡易水道等特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市公共下水道事業特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市農業集落排水事業特別会計	— %	— %	20.0 %

※ 資金不足比率については、各会計とも資金不足が生じていないため「—」で表示しています。

3 昨年度との比較について

・22年度決算における実質公債費比率、将来負担比率については、どちらの指標も21年度決算数値から改善しており、実質公債費比率は1.7ポイント、将来負担比率は27.8ポイント改善されました。数値の改善した理由については、以下の事項が挙げられます。

- ① 普通会計における地方債償還額及び地方債残高の減少
- ② 標準財政規模の増加(国の地方への財政措置)
- ③ 後年度負担を考慮した基金積立による充当可能基金の増加

① 普通会計における地方債償還額及び地方債残高の減少

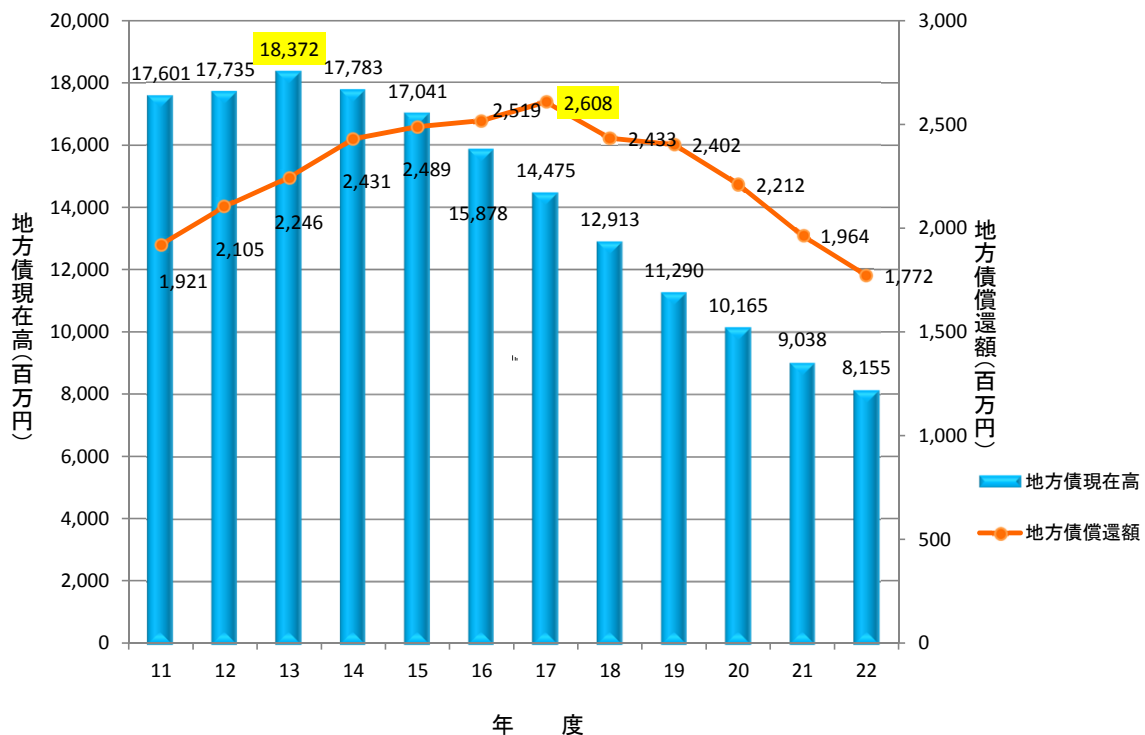
普通会計における地方債償還額については、平成17年度をピークに減少を続けており、平成22年度償還額は1,772百万円で、前年度から191百万円減少しています。

また、普通会計における地方債現在高については、平成13年度をピークに減少を続けており、平成22年度末残高は8,155百万円と、前年度から883百万円減少しています。

地方債償還額及び地方債現在高は、実質公債費比率、将来負担比率における主な指標要因であるため、これらの数値が減少することは、各指標が改善する要因になります。

普通会計における地方債償還額、地方債残高のいずれの減少につきましても、補償金免除繰上償還の活用や新規地方債借入を抑制し、地方債償還を着実にやってきた結果と言えます。

普通会計における地方債償還額及び地方債残高の推移



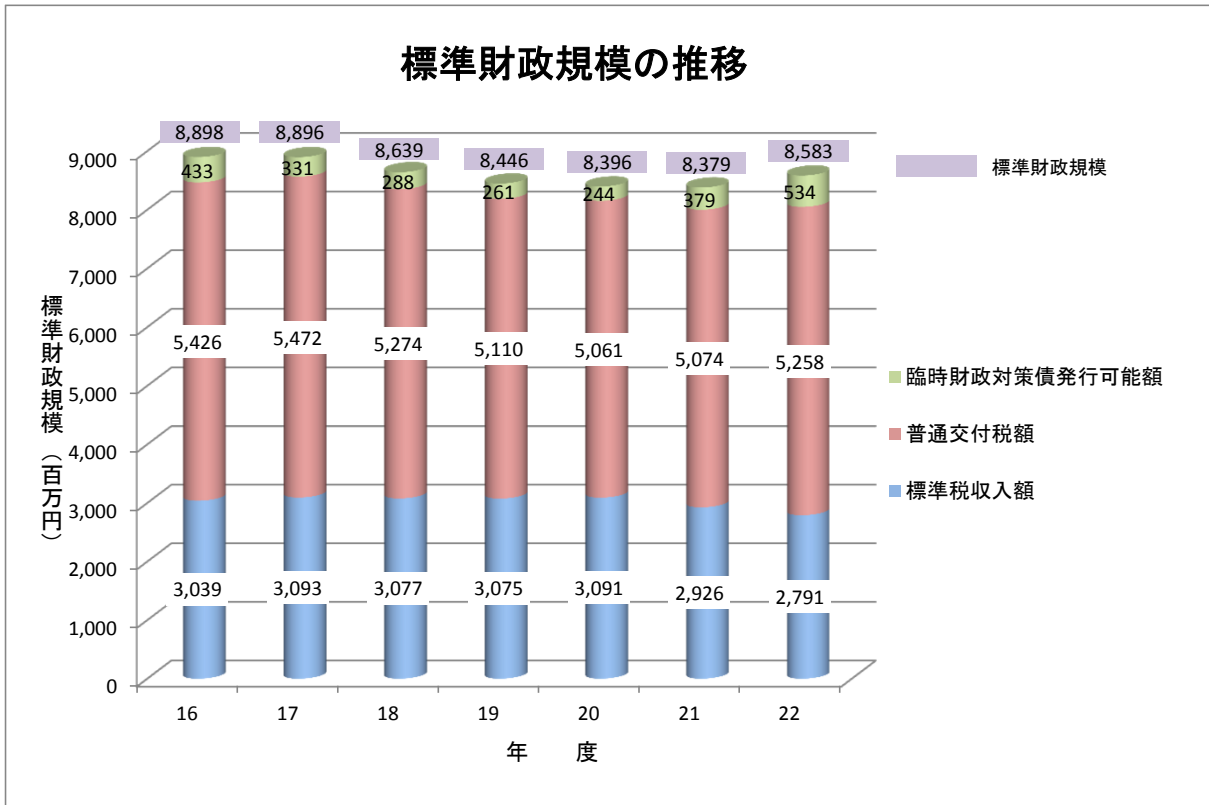
② 標準財政規模の増加(国の地方への財政措置)

標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の規模を表す値であり、その計算は以下のようになります。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

三位一体の改革、景気の動向により、標準財政規模は減少傾向にありましたが、平成22年度については、国の方針による地方への財政措置により、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額に増加がみられ、標準財政規模が8,583百万円となり、前年度比204百万円増加しました。

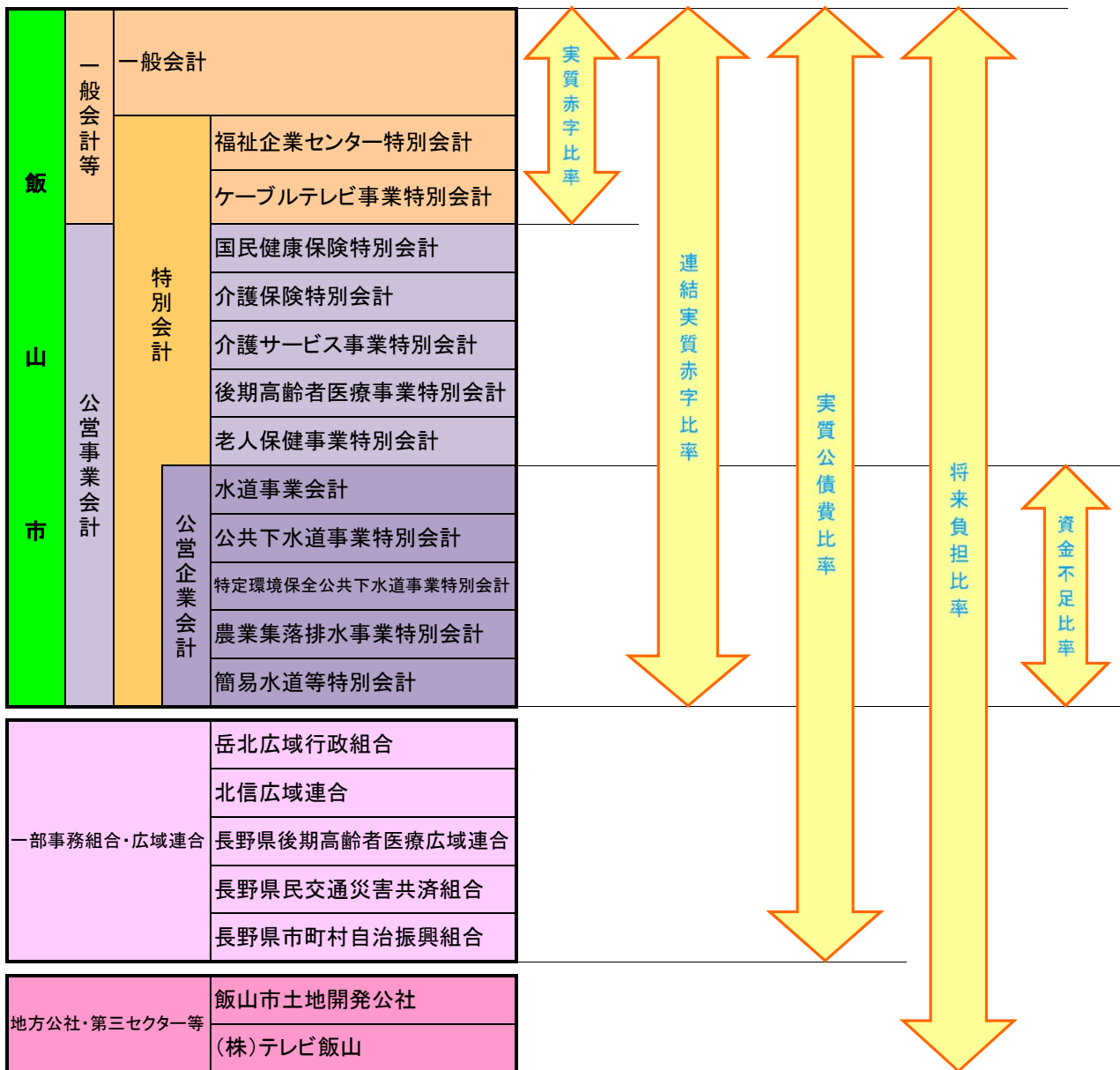
標準財政規模は、実質公債費比率、将来負担比率の算式における分母にあたるため、この数値が増加することは各指標が改善する要因となります。



③ 後年度負担を考慮した基金積立による充当可能基金の増加

将来負担額を算出する際、公営企業会計の基金及び法令、政令等により充当することができないと認められる基金を除く、全ての基金を将来負担額から控除することができます。22年度については、環境施設整備基金、退職手当基金等で積立したことにより、前年度比328百万円となり、将来負担額から控除できる金額が増加しました。充当可能基金が増えることで、将来負担額が目減りし、結果として将来負担比率が改善する要因となります。

《 飯山市の財政健全化判断比率等の対象となる会計・団体のイメージ図 》



※ 資金不足比率については、各公営企業ごとに数値を算出しています。

総括表① 健全化判断比率の状況（平成22年度決算）

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
202134	長野県	飯山市	-	-	15.8	90.9
団体区分	3.市					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.61	18.61	25.0	350.0
	8,582,774	534,347	財政再生基準	20.00	35.00	35.0

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成22年度決算)

Ver.22.01

団体名 飯山市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成20年度	2,095,275			1,144,247	140,353	69,664		148,350	245,823	582,993	1,118,750	257,132
平成21年度	1,907,577			1,114,592	139,691	69,905		138,854	178,630	583,840	1,063,446	222,739
平成22年度	1,772,425			1,078,643	110,923	15,427		95,271	153,783	555,559	1,008,868	201,188

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成20年度	7,053	17,395	3,091,273	5,060,784	244,418
平成21年度	7,055	17,403	2,925,613	5,074,486	379,340
平成22年度	7,023	17,816	2,790,634	5,257,793	534,347

⑱
地方財政法第5条の4第1項第2号及び地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成20年度	17.38261
平成21年度	16.17103
平成22年度	14.12826

実質公債費比率(3カ年平均)
15.8

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第11条第4号)	
平成20年度			53,410		2,220			14,034		
平成21年度			53,409		2,180			14,316		
平成22年度					2,140			13,287		

総括表④ 将来負担比率の状況（平成22年度決算）

Ver.22.01

団体名

長野県飯山市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社			連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
8,154,909	1,832,487	13,067,341	2,127,769	2,468,426	0	0	0	0	0	0

(分母比)

123 28 197 32 37

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
4,305,847	1,217,430	760,020	16,087,442

(分母比)

65 18 11 242

将来負担額 A	27,650,932	417	—	充当可能財源等 B	21,610,719	326	=	A - B	6,040,213	91	=	将来負担比率 (%)	90.9
標準財政規模 C	8,582,774	129	—	算入公債費等の額 D	1,944,237	29	=	C - D	6,638,537	100	=		

《 健全化判断比率等の財政用語 》

① 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額の合計が赤字(マイナス)の場合に実質赤字額となり、実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等 : 平成 22 年度の飯山市では、一般会計、福祉企業センター特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計になります

実質収支額 : (歳入総額－歳出総額)－翌年度に繰越すべき財源

標準財政規模 : 当該団体における標準的な収入

② 連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計の実質収支額と公営企業会計における資金不足額の合計が赤字(マイナス)の場合に連結実質赤字額となり、連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字比率}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3ヵ年の平均値で表されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} - \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

元利償還金：地方債返済における元金と利子の合計額

準元利償還金：元利償還金に準ずるもの。平成 22 年度の飯山市では、

- i 公営企業会計への繰出金のうち起債の償還に充てたと認められる額
- ii 岳北広域行政組合への負担金のうち起債の償還に充てたと認められる額
- iii 社会福祉法人等が施設建設の際に借り入れた起債償還補助等、公債費に準ずる債務負担行為が該当します。

基準財政需要額：地方公共団体がその実情に応じて標準的な財政活動を行うのに必要な額で、普通交付税の算定基礎となる数値です。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率＝

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担額：平成 22 年度の飯山市では、

- i 一般会計等における地方債現在高
- ii 債務負担行為に基づく支出予定額
- iii 公営企業会計に係る地方債に充てるための一般会計繰入見込額
- iv 岳北広域行政組合及び北信広域連合の地方債負担見込額
- v 退職負担見込予定額 が該当します

充当可能基金：一般会計、特別会計(企業会計を除く)を含めた全ての基金残高で、市の貯金残高にあたります。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

資金の不足額

資金不足比率＝

事業の規模